

## 随意契約理由書

件名	海岸線 軌道検測車ブレーキ三動弁他改築更新業務	
契約の相手方	マティサ・ジャパン株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号	
随意契約の理由	<p>「海岸線 軌道検測車」は、営業列車の運行が終わった深夜に、線路を走行しながら、軌道の狂い(軌道変位)及びリアクションプレートの狂い(リアクションプレート変位)を測定する車両である。</p> <p>具体的には、①高低(レールの長さ方向の凹凸)、②平面性(線路のねじれ)、③軌間(左右レールの間隔)、④水準(カント)(左右レールの高低差)、⑤通り(正矢)(レールが曲がっていないか、曲線では曲がりか適正か)、⑥リアクションプレート面高さ(レール当面からリアクションプレート面までの高さ)の状態を測定。測定されたデータ(軌道変位及びリアクションプレート変位)を基に、適正に軌道保守管理を行い、営業列車の安全運行確保に役立てている。</p> <p>今回、走行ブレーキにかかる部品(三動弁)の製造中止により、該当機構の改築更新(EF制御弁)を実施するとともに、その他走行及び検測にかかる機構のオーバーホールを実施するものである。そのため、検測システム製造元の技術保証を要するとともに、検測車の構造原理と性能に精通した者でないと更新は困難である。よって、該当軌道検測車(検測システム)製造業者であるスイスのマティサ社の代理店(日本で唯一)であるマティサ・ジャパン(株)に随意契約する。</p> <p>なお、既走行ブレーキ部品(三動弁)は、現在、製造されておらず、修理(部品調達)が不可能な状況である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課保線区	(電話番号 078-791-6585)